

受付番号： 2020-1-416

課題名：放射線治療部におけるタブレット端末を用いた問診補助システムの有効性に関する研究

1. 研究の対象

2020年7月1日以降に当院で前立腺癌放射線治療を開始した患者さんで、タブレット端末を用いた問診を受けなかった患者さんのうち、病院から問診に関するアンケート調査を依頼した患者さん 10名

※ 下記「4. 研究方法」では20名の患者さんを対象としていますが、タブレット端末を使用した患者さんについては別途書面でのご説明を行っておりますので、この文書の対象となるのはタブレット端末を使用しなかった前半10名の患者さんとなります。

2. 研究期間

2020年9月(倫理委員会承認後)～2021年12月

3. 研究目的

本研究では、2020年7月から前立腺がん患者さんを対象に放射線治療科外来で導入したタブレットによる問診システムの有効性に関するデータを収集し、解析することを目的としています。このデータは今後この問診システムを改善したり、ほかのがん患者さんに利用を拡大していくための改善に利用していきます。

4. 研究方法

タブレット端末の利用開始に際し、利用開始前10名と開始後10名の合わせて20名の患者さんにアンケート調査を依頼しており、これと併せて、タブレットの使用時間の調査や看護師による問診内容の確認を行っています。この研究ではこれらのデータを集計・解析することで、タブレット端末の使いやすさや、情報がきちんと聞き取れているかどうか、また患者さんや医療スタッフの時間的・心理的負担が軽減できているかどうかを調査します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

本研究では、カルテに記録された患者さんの病歴・治療内容・副作用の発生やその治療に関する情報などを利用します。また、これに加えて患者さんや医療スタッフに行ったアンケート調査の内容についても利用します。

6. 外部への試料・情報の提供

この研究では、外部への情報の提供は行いません。

7. 研究組織

この研究は、本学の単独研究です。

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院放射線治療科 武田 一也
〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町1-1
TEL 022-717-7312(放射線治療科 医局)

研究責任者：

東北大学病院放射線治療科 武田 一也
〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町1-1
TEL 022-717-7312(放射線治療科 医局)

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合